

廃対第288号
令和2年8月5日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用
に係る事務手続きについて

このことについて、環境省から連絡がありました。

については、許可有効期間満了日が令和2年7月3日から同年12月27日までの間にある
(特別管理)産業廃棄物処理業者の更新許可申請の取り扱いを別紙のとおりとしますので御
承知おきいただくとともに、貴会員に周知いただくようお願いします。

なお、当該措置については岐阜県の公式ホームページにおいても案内しておりますので御
確認ください。

担当所属	廃棄物対策課 産業廃棄物係		
担当係長	神谷	担当	三好
電話番号	代表 058-272-1111(内線2717)		
F A X	058-278-2607		